

奨学金受給ガイドブック



公益財団法人

伊藤青少年育成奨学会

伊藤青少年育成奨学会の理念

青少年の育成は、地域の発展の礎であり、日本の未来です。

ひいては世界との協調の礎であり、地球の未来でもあります。

青少年という種に水を遣り、蕾を持たせ、そしてやがて大輪の花を咲かせる力を蓄えさせる。

それが当財団の事業です。

すなわち、眠れる才能を揺り起こし、自己実現を成し遂げる過程が社会に尽くすことになる
というような人材育成を目指しています。

公益財団法人 伊藤青少年育成奨学会

理事長 田代 久美子

伊藤青少年育成奨学会の目的

当財団は、文化、スポーツ、武道、歴史、芸術、学術、教育及び国際交流・多文化理解などの各分野において、青少年の健全育成または地域社会の活性化を目的とする活動に対し経済的援助を行うこと、並びに振興及び普及に関する事業などを行うことで、もって次代を担う人材の育成と、豊かな文化、スポーツ芸術などの涵養、並びに活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とします。

はじめに

みなさんは、公益財団法人伊藤青少年育成奨学会（以下、「当奨学会」という）の奨学生として認められました。

この『奨学金受給ガイドブック』は、当奨学会の奨学生としての基本的な事項や、決定通知直後から大学学士課程または大学院修士課程修了時までの手続きについて説明しています。

みなさんが、当奨学会の奨学生としての自覚を持ち、勉学に励み、健康に留意し、抱いた高き志に向けて邁進されることを期待しています。

奨学生内定通知後の手続き

当奨学会の奨学生内定通知書を受け取ったら、5月20日（消印有効）までに、当奨学会に以下の書類を郵送で提出してください。これにより奨学生の認定となります。期限までに書類の提出がない場合には、内定辞退とみなし、奨学金の給付を行いません。

提出書類

- 進学届兼誓約書（様式：奨学 00-1）

進学届兼誓約書には奨学生本人と身元保証人各自が署名捺印してください。

身元保証人兼緊急時連絡先は、奨学生本人と連絡が取れなくなったとき等に、奨学生本人に代わって連絡を取らせていただきます。原則として、父、母、祖父母、おじ、おばから選任してください。

- 在学証明書

進学先が発行する在学証明書を提出してください。

- 奨学金振込口座届（様式：奨学 00-2）

奨学金は、奨学生本人の金融機関口座に振込みます。奨学金振込の指定口座は、必ず奨学生本人名義とし、国内金融機関の普通預金口座（総合口座を含む）でしてください。

- 預金（貯金）通帳の写し

奨学金振込口座を確認するために必要となります。通帳において、金融機関名、本支店名、店番号、口座番号、口座名義人（カタカナ）掲載部分のコピー（写し）を提出してください。なお、お届出印の部分についてはマスキング（覆い隠す）してからコピーしてください。

奨学生内定の辞退

併給不可の他の奨学金を利用することになった、大学・大学院への進学の見込みがなくなったときなど、奨学生としての内定を辞退する場合には、速やかに『奨学生内定辞退届』（様式:奨学 00-9）を提出してください。

なお、奨学生内定を辞退した場合でも、翌年に大学進学を目指すときには、再度出身高等学校を通じて、当奨学会の奨学生に応募することができます。

奨学生認定後の報告・届出

奨学金を受給するにあたっては、毎年5月20日※までに、「在学証明書」及び「成績証明書」を提出し、半年ごと5月20日※、11月20日※までに『学業・生活状況報告書』を提出してください。また、卒業・修了年次には、2月20日※までに「卒業・修了（見込）証明書」とともに、その後の『大学卒業（大学院修士課程修了）後進路報告書』を提出してください。なお、『大学卒業（大学院修士課程修了）後進路報告書』ならびに「卒業・修了（見込）証明書」を11月20日※までに提出した場合には同期期限としている『学業・生活状況報告書』は不要です。

転居、休学、復学や、身元保証人、メールアドレス等、当初の届出から変更があった時には、速やかに改訂の届け出『身上変更届』を提出してください。

期日までに報告されなかったり、変更届が提出されなかった場合には奨学金の給付を停止、廃止します。届出がないまま大学等に在籍していることが確認できない場合も同様です。さらに、ケースによっては、奨学金全額の返還を要求します。

※は消印有効

伊藤青少年育成会の奨学金給付制度概要

当奨学会の奨学金は、岐阜県出身または在住の志し高く向学心にもえる学生に給付します。奨学金の財源は、株式会社バローホールディングス（旧・株式会社バロー）の創業者である故・伊藤喜美氏が寄贈された個人資産を原資としてまかなわれています。

1 奨学金給付の目的

当奨学会は、「次世代を担う青少年が夢を持てるように」、優秀で向学心にもえる学生に学資を助成します。

2 奨学生の人材像

当奨学会は、奨学生として次に掲げる事項を備える人材に奨学金を給付します。

- 大学生または大学院生であること。
- 岐阜県出身または岐阜県在住、もしくは岐阜県内大学進学者であること
- 人物、学力ともに優れ、社会に貢献できる有為な人材と期待できること。
- 経済的理由により修学が困難であること。

3 奨学金の特色

- 奨学金は給付であり、原則として返還の義務はありません。
- 他の奨学金と併用して受給することが可能です。
- 奨学生の専攻分野に制約はありません。
- 奨学生が学業を修了した後、就業などの進路は本人が自由に選択できます。
- 通学形態（自宅・自宅外）等にかかわらず、奨学金の給付額は一律です。

4 奨学金の給付期間と給付金額

(1) 給付期間

- | | |
|--------|---|
| 大学奨学生 | 大学学士課程修了までの最短修業年限
ただし、医学、歯学、獣医学、薬学を履修する課程においては6年 |
| 大学院奨学生 | 大学院修士課程(博士前期課程)修了までの最短修業年限2年 |

(2) 給付金額と給付方法

『進学届兼誓約書』等を期限までに提出すると、奨学生として認められ、奨学金の振込みが開始されます。

大学・大学院奨学生とも、月額30,000円(年額360,000円)年2回、6カ月分、180,000円をまとめて、奨学生本人の指定する、奨学生本人名義の金融機関口座に振込みます。

振込予定日は毎年6月20日、12月20日です(振込予定日が金融機関休業日のときには、その翌営業日となります。振込手数料は当奨学会が負担します。)。当

奨学会または金融機関からの振込の通知はありませんので、入金状況については口座残高確認、通帳記帳等により、奨学生自身で確認して下さい。なお、月末を過ぎても振込がないときには、当奨学会までご連絡願います。

5 奨学金給付の停止または休止

奨学金給付は、次の事項が発生したとき、停止または休止します。

奨学金振込予定日に入金が確認できず、その原因がわからない場合には、当奨学会に照会してください。

(1) 奨学金給付が「停止」となるとき

- 特別の理由もなく、所定の期限までに『学業・生活状況報告書』等を提出しなかったとき
- 奨学生本人との連絡が取れなくなったとき
- 学籍の異動にかかる届出をしなかったとき
- 進級不可・留年（原級留置）となったとき
住所、電話番号等を変更した場合には、速やかに当奨学会に届出しなければなりません。留学、休学した場合にも届出が必要です。
届出がないまま連絡が取れなくなったり、届出がないままに学籍が異動したことがわかると奨学金給付を停止します
- 指定した奨学金振込口座へ振込不能などの理由により振込先金融機関から資金返却されたとき
- その他奨学生として不適当な事実が認められたとき

(2) 奨学金給付が「休止」となるとき

- 休学または長期に渡り欠席したとき
- 留学したとき
- 編入学のために在学する学校を退学したとき
- 在学する学校から停学処分を受けたとき
- 奨学生本人が行方不明となったとき

6 奨学金給付の再開（継続）または復活

奨学金給付が停止または休止された奨学生が、その事由を解消または消滅させ、願いだしたときには、内容によっては奨学金給付を再開するまたは復活することができます。『奨学金給付異動願』（様式：奨学 03-1）を提出してください。なお、『奨学金給付異動願』の提出が遅延したときには、奨学金を受取ることができません。

奨学生資格の喪失と奨学金給付の廃止

奨学生が次に該当した場合には、直ちにその資格を喪失し、同時に奨学金給付を廃止します。資格が喪失した後に、『奨学金給付異動願』を提出しても、奨学金給付は復活しません。

- 卒業または修了したとき
- 短縮卒業または短縮修了したとき
- 最短修業年限において給付される奨学金の全額を受給したとき
- 退学したとき（編入学のために在籍する学校を退学した場合は除く）
- 休学または長期にわたり欠席し、復学または成業が困難と認められたとき
- 在学する学校から退学処分、除籍処分または抹籍処分を受けたとき
- 学業成績または性行が不良となったとき
- 奨学生本人が死亡したとき、または失踪宣告を受けたとき
- 『進学届兼誓約書』を期限までに提出しなかったとき
- 『学業・生活状況報告書』等を提出せずに、所定の期限から1年を経過したとき
- 提出書類に虚偽の記載があり、詐欺行為または文書偽造等悪質と認められるとき
- その他奨学生として著しく不適格と認められたとき

1 奨学金給付の辞退

奨学生はいつでも、奨学金給付を辞退することができます。

併給不可の他の奨学金を利用するため等の事由で、当奨学会からの奨学金給付を辞退するときは『奨学金給付辞退願』（様式:奨学 03-9）を提出してください。

2 奨学金の一部または全部の返還

当奨学金の奨学金には、原則として返還の義務はありません。

しかし、退学により奨学生資格を喪失していたにもかかわらず奨学金を受取っていた場合など、故意または重大な過失による違約が認められた場合には、当該期間に給付した奨学金の全額または一部金額の返還を要求します。

届出が必要な事項および提出書類一覧

区分	届出事項	提出書類	添付書類	
身上変更	奨学生本人	氏名（改名）	身上変更届 （様式：奨学02-1）	通帳コピー
		住所		
		電話番号		
		メールアドレス		
		奨学金振込口座		
	緊急連絡先	氏名（改名）		
		住所		
		電話番号		
	勤務先			
学籍異動	転学	学籍異動届 （様式：奨学02-2）	在学証明書 （または在籍証明書）	
	転学部・転学科・長期欠席			
	休学			
	進級不可・留年			
	卒業延期			
	短縮卒業・修了			
	退学			
	停学			
	除籍・抹籍処分			
	留学			留学届兼奨学金給付異動願 （様式：奨学02-3）
復学・編入学	奨学金給付異動願 （様式：奨学03-1）	在学証明書		
身上異動	死亡・失踪宣告	奨学生身上異動届 （様式：奨学02-9）	戸籍謄本	
	行方不明			
	高度障害等			

<留意事項>

1 奨学金振込口座の変更

奨学金振込口座を変更するときは奨学金振込予定日（6月20日・12月20日）の10日前までに届け出てください。

2 留学、休学、長期欠席時の取扱い

大学を留学、休学または長期欠席する場合は奨学金の給付は原則休止となります。後日、復学したときに『奨学金給付異動願』（様式：奨学03-1）を提出すると奨学金給付は復活となります。

奨学生 書類様式一覧

＜様式番号＞	＜提出・届出書類名＞	ページ数
奨学 00-1	進学届兼誓約書	
奨学 00-2	奨学金振込口座届	1
奨学 00-9	奨学生内定辞退届	1
奨学 01-1	学業・生活状況報告書	1
奨学 01-2	大学卒業（大学院修士課程修了）後進路報告書	2
奨学 02-1	身上変更届	1
奨学 02-2	学籍異動届	1
奨学 02-3	留学届兼奨学金給付異動願	1
奨学 02-9	奨学生身上異動届	1
奨学 03-1	奨学金給付異動願	1
奨学 03-9	奨学金給付辞退願	1

書類の作成・提出にあたっての留意事項

- 1 各書類様式は、当奨学金 web サイト(ホームページ)からダウンロード可能です。ダウンロードファイル種類は、PDF と Excel の 2 種類となっています。
- 2 書類の作成にあたっては、手書き、PC (パソコン)入力のどちらでも構いません。ただし、「署名」欄は、本人が必ず自署してください。自署および手書きの際には、黒ボールペン(黒インク)で丁寧に記入してください。黒以外のペン、鉛筆、消せる筆記具は使用しないでください。
- 3 書類様式において、○印のある個所には、忘れずに捺印・押印をしてください。
- 4 Excel(エクセル)では PC 画面上では表示されているのに紙に印刷すると文字が途中で欠けていたり切れて印刷されていなかったりすることがあります。Excel ファイルにおいて PC 入力により書類を作成した場合には、印刷されていない文字がないかを確認し、調整してください。
- 5 作成された書類の、当奨学会への提出・届出は、必ず郵送でお願いします。電子メール等では受け付けていません。